

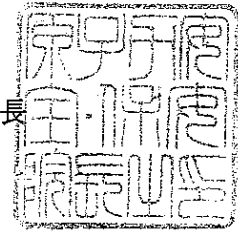
経済産業省

平成 13・07・10 原院第 1 号

環境影響評価準備書及び環境影響評価書の審査指針

平成 13 年 9 月 7 日

原子力安全・保安院長



電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 4 に規定する特定対象事業（以下「対象発電所事業」という。）に関する電気事業法第 46 条の 14 の規定に基づく環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及び電気事業法第 46 条の 17 の規定に基づく環境影響評価書（以下「評価書」という。）の審査を行うに当たっての指針を次のとおり定める。

1. 審査の指針

準備書及び評価書の審査は、「発電所の設置又は変更の工事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年通商産業省令第 54 号）第 7 条第 2 項に規定する事業特性に応じて適切に区分された影響要因（以下「影響要因」という。）ごとに、同条第 3 項第 1 号から第 4 号までに掲げる環境要素に区分される選定項目について行うものとし、水力発電所にあつては別表 1、火力発電所（地熱を利用するものを除く。）及び原子力発電所にあつては別表 2、火力発電所（地熱を利用するものに限る。）にあつては別表 3 とする。

また、既に環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定による大気汚染、水質汚濁又は騒音に係る環境上の条件についての基準の確保がなされていない地域に立地する場合にあつては、確保がなされていない項目について、既設設備等に対策を講じることにより環境影響の増大を回避させるものであること、又は対象発電所事業に実行可能な範囲内で対策を講じることにより環境影響をできる限り低減させるものであることとする。

なお、準備書の審査に際して、電気事業法第 46 条の 8 に規定する環境影響評価方法書についての勧告を行った場合は、当該勧告に従ったものであるかどうか審査し、評価書の審査に際して、電気事業法第 46 条の 14 に規定する準備書についての勧告を行った場合

は、当該勧告に従ったものであるかどうか審査するものとする。

2. その他

(1) この指針の改正に際しては環境審査顧問会の意見を聴くものとする。

(2) この指針は平成13年9月7日から施行する。

(3) 平成11年2月8日付平成11・02・08資庁第2号「環境影響評価準備書の審査の指針の制定について」は、本指針の施行に併せて廃止する。

別表1 水力発電所

影響要因 の区分	環境要素の区分			審査の指針	
	工事の実施	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境要素	大気環境	大気質	粉じん等
騒音				騒音	イ 工事用資材等の搬出入に使用する自動車から発生する騒音に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における環境基本法第16条第1項の規定による騒音に係る環境上の条件についての基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の類型あてはめによる。）の確保に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 建設機械の稼働に伴って発生する騒音に係る環境影響が法令等で定める規制基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の区域の区分のあてはめによる。）に適合しないものでないこと。 ハ 工事場所の付近に住居等がある場合においては、建設機械の稼働に伴って発生する騒音に係る環境影響が当該地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。
振動			振動	イ 工事用資材等の搬出入に使用する自動車から発生する振動に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 建設機械の稼働に伴って発生する振動に係る環境影響が法令等で定める規制基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の区域の区分のあてはめによる。）に適合しないものでないこと。 ハ 工事場所の付近に住居等がある場合においては、建設機械の稼働に伴って発生する振動に係る環境影響が当該地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。	
水環境			水質	水の濁り 水素イオン濃度	造成等の施工による一時的な影響による水の濁り及び水素イオン濃度に係る環境影響が工事の場所及びその周辺における水域の水質の保全に支障を及ぼすものでないこと。
その他事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。		
人と自然との豊かな触れ合いに区分される環境要素			人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	
		その他事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
環境への負荷に区分される環境要素	廃棄物等	産業廃棄物		イ 造成等の施工による一時的な影響により発生する産業廃棄物が事業者の実行可能な範囲内において可能な限り低減されていること。 ロ 法令等の定めるところにより保管、運搬、処分等が行われるものであること。	

	素				と。
		その他事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
土地又は工作物の存在及び供用	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境要素	水環境	水質	水の汚れ 富栄養化 水の濁り 溶存酸素量 水温	<p>イ 貯水池における水の汚れ、水の濁り及び溶存酸素量に係る環境影響が当該水域における環境基本法第16条第1項の規定による水質に係る環境上の条件についての基準（基準が設定されていない場合は、水域状況を踏まえ基準の類型あてはめによる。）の確保に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 貯水池における富栄養化、水温に係る環境影響が当該水域の水質の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ハ 河水の取水による当該河川の水の汚れに係る環境影響が当該水域における環境基本法第16条第1項の規定による水質に係る環境上の条件についての基準（基準が設定されていない場合は、水域状況を踏まえ基準の類型あてはめによる。）の確保に支障を及ぼすものでないこと。</p>
		その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	<p>イ 地形改変及び施設存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な地形及び地質の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 貯水池の存在に係る環境影響が貯水池の周辺区域における重要な地形及び地質の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ハ 地形改変及び施設存在又は貯水池の存在において、対象事業実施区域における重要な地形及び地質の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p>
		その他事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全		動物	重要な種及び注目すべき生息地		<p>イ 地形改変及び施設存在、貯水池の存在又は河水の取水に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域及び当該河川における重要な種及び注目すべき生息地の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 地形改変及び施設存在、貯水池の存在又は河水の取水において、対象事業実施区域における重要な種及び注目すべき生息地の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p>
		植物	重要な種及び重要な群落		<p>イ 地形改変及び施設存在、貯水池の存在又は河水の取水に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域及び当該河川における重要な種及び重要な群落の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 地形改変及び施設存在、貯水池の存在又は河水の取水において、対象事業実施区域における重要な種及び重要な群落の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p> <p>ハ 対象事業実施区域内において、発電設備の設置に必要な部分以外は、可能な限り緑化が図られるものであること。</p> <p>ニ 緑化計画は、地形、表層の土壌、気候等植物の生育条件を考慮し、周辺の環境と調和するよう留意されるものであること。</p>
		生態系	地域を特徴づける生態系		<p>イ 地形改変及び施設存在、貯水池の存在又は河水の取水に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域及び当該河川における地域を特徴づける生態系の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 地形改変及び施設存在、貯水池の存在又は河水の取水において、対象事業実施区域における地域を特徴づける生態系の保全について適正な配慮がなされ</p>

			ているものであること。
	その他事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
人と自然との豊かな触れ合いに区分される環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	イ 地形改変及び施設が存在又は貯水池の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設が存在又は貯水池の存在において、対象事業実施区域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の保全について適正な配慮がなされているものであること。
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	イ 地形改変及び施設が存在、貯水池の存在又は河水の取水に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設が存在、貯水池の存在又は河水の取水において、対象事業実施区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全について適正な配慮がなされているものであること。
	その他事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。

別表2 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）及び原子力発電所

影響要因の区分	環境要素の区分				審査の指針
	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	
工事の実施	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	イ 工事用資材等の搬出入に使用する自動車から排出される窒素酸化物に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 建設機械の稼働に伴って発生する窒素酸化物に係る環境影響が工事場所の周辺地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。
				粉じん等	イ 工事用資材等の搬出入に伴い発生する粉じん等に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 建設機械の稼働に伴って発生する粉じん等に係る環境影響が工事場所の周辺地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。
			騒音	騒音	イ 工事用資材等の搬出入に使用する自動車から発生する騒音に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における環境基本法第16条第1項の規定による騒音に係る環境上の条件についての基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の類型あてはめによる。）の確保に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 建設機械の稼働に伴って発生する騒音に係る環境影響が法令等で定める規制

				<p>基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の区域の区分のあてはめによる。）に適合しないものでないこと。</p> <p>ハ 工事場所の付近に住居等がある場合においては、建設機械の稼働に伴って発生する騒音に係る環境影響が当該地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p>
		振動	振動	<p>イ 工事用資材等の搬出入に使用する自動車から発生する振動に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 建設機械の稼働に伴って発生する振動に係る環境影響の予測結果が法令等で定める規制基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の区域の区分のあてはめによる。）に適合しないものでないこと。</p> <p>ハ 工事場所の付近に住居等がある場合においては、建設機械の稼働に伴って発生する振動に係る環境影響が当該地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p>
	水環境	水質	水の濁り	<p>イ 建設機械の稼働に伴う水の濁りに係る環境影響がしゅんせつ工事を行う区域の水質の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 造成等の施工による一時的な影響による水の濁りに係る環境影響が工事の場所及びその周辺における水域の水質の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p>
		底質	有害物質	建設機械の稼働に伴う有害物質に係る環境影響がしゅんせつ工事を行う区域の底質の保全に支障を及ぼすものでないこと。
	その他事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
人と自然との豊かな触れ合いに区分される環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全に支障を及ぼすものでないこと。
	その他事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
環境への負荷に区分される環境要素	廃棄物等	産業廃棄物		<p>イ 造成等の施工による一時的な影響により発生する産業廃棄物が事業者の実行可能な範囲内において可能な限り低減されていること。</p> <p>ロ 法令等の定めるところにより保管、運搬、処分等が行われるものであること。</p>
		残土		<p>イ 造成等の施工による一時的な影響により発生する残土が事業者の実行可能な範囲内において可能な限り低減されていること。</p> <p>ロ 保管、運搬、処分等が適正に行われるものであること。</p>
	その他事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
土地又は工作物の存在及び	環境の自然的構成要素	大気環境	大気質	<p>イ 施設の稼働に伴って発生する硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんにあっては、法令等で定める排出基準、総量規制基準に適合するものであること。</p>

供用

の良好な状態の保持に区分される環境要素

浮遊粒子状物質

- ロ 計画の内容が環境基本法に基づき定められた環境基本計画及び公害防止計画に照らし、支障を及ぼすものでないこと。
- ハ 施設の稼働に伴って発生する硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質に係る環境影響が発電所の周辺地域における環境基本法第16条第1項の規定による大気汚染に係る環境上の条件についての基準（二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関するものに限る。）の確保に支障を及ぼすものでないこと。
- ニ 資材等の搬出入に使用する自動車から発生する窒素酸化物に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における環境基本法第16条第1項の規定による大気汚染に係る環境上の条件についての基準（二酸化窒素に関するものに限る。）の確保に支障を及ぼすものでないこと。

石炭粉じん

貯炭場の存在及び施設の稼働に伴って発生する石炭粉じんに係る環境影響が発電所の周辺地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。

粉じん等

資材等の搬出入に使用する自動車から発生する粉じん等に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。

騒音

- イ 施設の稼働に伴って発生する騒音に係る環境影響が法令等で定める規制基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の区域の区分のあてはめによる。）に適合しないものでないこと。
- ロ 計画の内容が環境基本法に基づき定められた環境基本計画及び公害防止計画に照らし、支障を及ぼすものでないこと。
- ハ 発電所の付近に住居等がある場合においては、施設の稼働に伴って発生する騒音に係る環境影響が当該地域における環境基本法第16条第1項の規定による騒音に係る環境上の条件についての基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の類型あてはめによる。）の確保に支障を及ぼすものでないこと。
- ニ 資材等の搬出入に使用する自動車から発生する騒音に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における環境基本法第16条第1項の規定による騒音に係る環境上の条件についての基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の類型あてはめによる。）の確保に支障を及ぼすものでないこと。

振動

- イ 施設の稼働に伴って発生する振動に係る環境影響が法令等で定める規制基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の区域の区分のあてはめによる。）に適合しないものでないこと。
- ロ 計画の内容が環境基本法に基づき定められた環境基本計画及び公害防止計画に照らし、支障を及ぼすものでないこと。
- ハ 発電所の付近に住居等がある場合においては、施設の稼働に伴って発生する振動に係る環境影響が当該地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。
- ニ 資材等の搬出入に使用する自動車から発生する振動に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。

水環境

水質

水の汚れ
富栄養化

- イ 法令等で定める排水基準に適合するものであること。
- ロ 計画の内容が環境基本法に基づき定められた環境基本計画及び公害防止計画に照らし、支障を及ぼすものでないこと。

			<p>ハ 施設の稼働に伴う排水による水の汚れ及び富栄養化に係る環境影響が排水の排出される水域における環境基本法第16条第1項の規定による水質に係る環境上の条件についての基準（基準が設定されていない場合は、水域状況を踏まえ基準の類型あてはめによる。）の確保に支障を及ぼすものでないこと。</p>
		水温	<p>施設の稼働に伴って排出される温排水に係る環境影響が温排水の排出される水域における水質の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p>
	その他	流向及び流速	<p>イ 港湾施設等の設置による流向及び流速に係る環境影響が当該施設の設置される水域における流向及び流速の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 施設の稼働に伴って排出される温排水による流向及び流速に係る環境影響が温排水の排出される水域における流向及び流速の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p>
その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	<p>イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な地形及び地質の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における重要な地形及び地質の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p>
<p>その他事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素</p>			<p>事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p>
<p>生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全</p>	動物	<p>重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）</p>	<p>イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な種及び注目すべき生息地の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における重要な種及び注目すべき生息地の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p>
		<p>海域に生息する動物</p>	<p>イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における海生動物の生息に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における干潟、藻場、さんご礁並びに重要な種及び注目すべき生息地の保全について適正な配慮がなされているものであること。 ハ 施設の稼働に伴って排出される温排水に係る環境影響が温排水の排出される水域における海生動物の生息に支障を及ぼすものでないこと。</p>
	植物	<p>重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）</p>	<p>イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な種及び重要な群落の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における重要な種及び重要な群落の保全について適正な配慮がなされているものであること。 ハ 対象事業実施区域内において、発電設備の設置に必要な部分以外は、可能な限り緑化が図られるものであること。 ニ 緑化計画は、地形、表層の土壌、気候等植物の生育条件を考慮し、周辺の環境と調和するよう留意されるものであること。</p>
		<p>海域に生育する植物</p>	<p>イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における海生植物の生育に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における干潟、藻場、さんご礁の保全について適正な配慮がなされているものであること。 ハ 施設の稼働に伴って排出される温排水に係る環境影響が温排水が排出される水域における海生植物の生育に支障を及ぼすものでないこと。</p>

	生態系	地域を特徴づける生態系	<p>イ 地形改変及び施設が存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における地域を特徴づける生態系の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 地形改変及び施設が存在対象事業実施区域における地域を特徴づける生態系の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p>
	その他事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
人と自然との豊かな触れ合いに区分される環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	<p>イ 地形改変及び施設が存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 地形改変及び施設が存在において、対象事業実施区域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p>
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<p>イ 地形改変及び施設が存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 地形改変及び施設が存在において、対象事業実施区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p> <p>ハ 資材等の搬出入に用いる自動車の運行に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p>
	その他事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
環境への負荷に区分される環境要素	廃棄物等	産業廃棄物	<p>イ 発生する産業廃棄物が事業者の実行可能な範囲内において可能な限り低減されていること。</p> <p>ロ 法令等の定めるところにより保管、運搬、処分等が行われるものであること。</p>
	温室効果ガス等	二酸化炭素	施設の稼働に伴い発生する二酸化炭素が事業者の実行可能な範囲内において可能な限り低減されていること。
	その他事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。

別表3 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）

影響要因の区分	環境要素の区分			審査の指針		

工事の実施	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境要素	水環境	水質	水の濁り	造成等の施工による一時的な影響による水の濁りに係る環境影響が工事の場所及びその周辺における水域の水質の保全に支障を及ぼすものでないこと。
		その他事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
	人と自然との豊かな触れ合いに区分される環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		工所用資材等の搬出入に用いる自動車の運行に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全に支障を及ぼすものでないこと。
		その他事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
環境への負荷に区分される環境要素	廃棄物等	産業廃棄物		イ 造成等の施工による一時的な影響により発生する産業廃棄物が事業者の実行可能な範囲内において可能な限り低減されていること。 ロ 法令等の定めるところにより保管、運搬、処分等が行われるものであること。	
		残土		イ 造成等の施工による一時的な影響により発生する残土が事業者の実行可能な範囲内において可能な限り低減されていること。 ロ 保管、運搬、処分等が適正に行われるものであること。	
	その他事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。	
土地又は工作物の存在及び供用	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境要素	大気環境	大気質	硫化水素	施設の稼働に伴い排出される硫化水素に係る環境影響が発電所の周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。
		水環境	水質	水の汚れ	イ 法令等で定める排水基準に適合するものであること。 ロ 計画の内容が環境基本法に基づき定められた環境基本計画及び公害防止計画に照らし、支障を及ぼすものでないこと。 ハ 施設の稼働に伴う排水による水の汚れに係る環境影響が排水の排出される水域における環境基本法第16条第1項の規定による水質に係る環境上の条件についての基準（基準が設定されていない場合は、水域状況を踏まえ基準の類型あてはめによる。）の確保に支障を及ぼすものでないこと。
				その他	温泉
		その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	
	地盤		地盤変動		地熱流体の採取及び熱水の還元による地盤変動に係る環境影響が発電所の周辺における地盤の保全に支障を及ぼすものでないこと。
その他事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。		

生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	重要な種及び注目すべき生息地	<p>イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な種及び注目すべき生息地の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における重要な種及び注目すべき生息地の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p>
	植物	重要な種及び重要な群落	<p>イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な種及び重要な群落の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における重要な種及び重要な群落の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p> <p>ハ 対象事業実施区域内において、発電設備の設置に必要な部分以外は、可能な限り緑化が図られるものであること。</p> <p>ニ 緑化計画は、地形、表層の土壌、気候等植物の生育条件を考慮し、周辺の環境と調和するよう留意されるものであること。</p>
	生態系	地域を特徴づける生態系	<p>イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における地域を特徴づける生態系の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 地形改変及び施設の存在対象事業実施区域における地域を特徴づける生態系の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p>
	その他事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
人と自然との豊かな触れ合いに区分される環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	<p>イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p>
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<p>イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p>
	その他事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
環境への負荷に区分される環境要素	廃棄物等	産業廃棄物	<p>イ 発生する産業廃棄物が事業者の実行可能な範囲内において可能な限り低減されていること。</p> <p>ロ 法令等の定めるところにより保管、運搬、処分等が行われるものであること。</p>
	その他事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		事業特性又は地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。